

委員会提出議案第3号

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の全部改正について

大口町議会政務活動費の交付に関する条例の全部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月24日提出

議会運営委員会委員長 丹羽 勉

(提案理由)

この案を提出するのは、政務活動費の交付対象及び交付方法の見直しにあたり、この条例の全部を改正するため必要があるからである。

大口町議会政務活動費の交付に関する条例

大口町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大口町条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、大口町議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（議員の責務）

第2条 議員は、議会が住民を代表する議事機関であることを自覚し、住民の多様な意見を町政に反映させることはもとより、政務活動を通じて、執行機関が行う施策の評価、監視等に努めるとともに、政務活動費の適性かつ透明性を確保した使用に努めなければならない。

（交付対象）

第3条 町長は、大口町議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して政務活動費を交付する。

（交付限度額）

第4条 政務活動費の交付額は、議員一人当たり年額60,000円を限度とする。
2 年度途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに議員となった者に対する政務活動費は、当該議員となった日の属する月以降の月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映さ

せる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする

（交付方法）

第6条 政務活動費は、実費後払いとする。

（交付請求）

第7条 議員は、政務活動費の交付を受けるときは、規則に定める様式により議長を経由して町長に請求しなければならない。

- 2 4月1日から9月30日までの政務活動費の請求は10月10日（その日が町の休日（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日）に、10月1日から3月31日までの政務活動費は翌年度の4月10日（その日が町の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日）に一括請求するものとする。ただし、議員本人から申し出があったときは、4月1日から3月31日までの政務活動費を翌年度の4月10日（その日が町の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日）に一括請求することができるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、議員の辞職、失職、死亡又は議会の解散により議員の職を失ったときは、これらの事由が生じた日の属する月分までの政務活動費を、議員でなくなった日の翌日から起算して10日以内一括請求するものとする。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

- 4 第1項の請求をするときは、政務活動により実施した活動内容及び政務活動の支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。

- 5 町長は、第1項の規定による請求があつたときは、速やかに政務活動費を議員に交付するものとする。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、規則に定める様式により年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。ただし、当該議員が死亡したときにあつては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

3 前2項の収支報告書を提出するときは、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、収支報告書等の記載を検査し、必要があると認めるときは議員に対して、議員が保管している会計帳簿及び証書類等の提示を求め、調査、指導することができる。

(政務活動費の返還)

第10条 町長は、議員が条例第5条の規定に違反したとき、議員としての対面を汚し、又は議員にふさわしくない行為があつたと認められるときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定するものは、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書に記載されている情報のうち大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）第7条各号の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第12条 議長は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、積極的に情報を公開する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の大口町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

経費の区分	経費の範囲
1 調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動、町政について住民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う住民からの町政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 事務費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費
10 事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
11 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

改正要旨

1 改正の目的

政務活動費は、町民の付託に応えるための議員活動に欠かすことのできないものである一方で、公費であることから、議員は、その執行が適正なものであることを説明する必要があります。

政務活動費に対する町民の理解を得るとともに議会に対する信頼をさらに高めるため、政務活動費の適正な使用を確保し、その使途の透明性をより向上させる観点から改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 交付対象を「会派」から「議員」に改めます。

(2) 交付方法を一括前払い方式から、実費後払い方式に改めます。

- ・活動を実施した後に報告書等の必要書類を提出して、検査を受けた後、はじめて受け取ることができるようにします。

(3) 政務活動費の適正な使用を確保し、その使途の透明性を高めるため、議員の責務及び議長の調査権を定めました。

(4) 政務活動費の情報を公開する規定を定めました。

3 施行期日

平成27年5月1日から施行します。